

江田島市教育委員会会議録

令和8年5月18日（月）令和8年第6回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時24分

2 出席者（5名）

教 育 長	岡 田 學
教育長職務代理者	小宇根 康 典
委 員	長 坂 睦 子
委 員	長 迫 香
委 員	武 川 彰

3 欠席者

なし

4 出席説明員

教育部長	畑河内 真
学校教育課長	黒 小 大 介
生涯学習課長	長 原 範 幸
学校給食センター長	三 浦 寿 一
大柿自然環境体験学習交流館長	西 原 直 久

5 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	濱 中 健 三
-----------------	---------

6 傍聴人

1名

7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第15号 令和9年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (4) 議案第16号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

- (5) 承認第13号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

8 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、令和8年第6回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

○ 教育長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

審議に入る前に、非公開の議事について御審議いただきます。

日程第4、議案第16号及び日程第5、承認第13号の2件については、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えております。

それでは、この件についてお諮りいたします。

日程第4、議案第16号及び日程第5、承認第13号の2件について、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがいまして、日程第4、議案第16号及び日程第5、承認第13号の2件については、公開しないで審議することに決定しました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

議案書、2ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

○ 教育長

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」についてです。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、「教育長及び会議で決め

た委員1人が署名しなければならない。」と規定されております。

会議録署名委員の順番は、「教育委員会委員名簿」とすることに決しておりますので、今回は、長坂委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3、議案第15号、「令和9年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第15号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

令和9年度に特別支援学級で使用する教科用図書の採択に関し、基本方針を定める必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容については、学校教育課長が説明します。

○ 学校教育課長

議案書、4ページをお願いします。

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択するとしております。

なお、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、これは文部科学省検定済教科書や文部科学省著作教科書、通称星本といいますが、それ以外に特別支援学校や特別支援学級で使用する教科用図書として、個別のニーズに合わせて選定される図書のことを指します。

それでは本文の方に戻ります。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うとして、観点を示しております。

今年度は小・中学校の教科書採択はありませんので、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の調査の観点のみとなります。特別支援学級の教科書です。

アを御覧ください。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされております。

これらの観点はこれまでと変更はございません。

続いて、

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の三親等以内に教科書発行者に勤務する方がいないかどうかということです。

教育委員の皆様を含め、確認を行い採択を行ってまいります。

続いて、

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。

(ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成した資料

(イ) 教育委員会会議の議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

次に2の方法、組織及び手続を御覧ください。

江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行う。

(1) 小・中学校用教科書について

原則、令和8年度の教科書採択については、令和7年度に採択した教科書と同一のものを採択する。

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和9年度用一般図書一覧」に掲載された図書のうちから採択する。

ウ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに

に、選定理由書を江田島市教育委員会に提出するとしております。

この基本方針に基いて、令和9年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 小宇根委員

変わりはないですか。

○ 学校教育課長

小学校、中学校の通常学級で使用する教科用図書については、引き続き令和7年度に採択した教科用図書を使用しますので変わりありません。変わるのは特別支援学級の児童生徒に応じた教科書をどのような物を使うかというところが変わります。

○ 小宇根委員

基本方針で、前回の基本方針と変わっているところがありますか。

○ 学校教育課長

採択基本方針については、昨年度と同様で変更はありません。

○ 教育長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

先ほど非公開と決しました、日程第4、議案第16号及び日程第5、承認第13号の審議に入りますので、傍聴人は御退席をお願いします。

(傍聴人退室)

○ 教育長

会議の冒頭で決まりましたとおり、ここからの審議は、非公開といたします。

日程第4、議案第16号、「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第5、承認第13号、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は、6月15日(月)、午前9時から切串小学校で開催を予定しています。

他になれば、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員